

	2 6 . 1 0 . 2 4
一部改正	2 7 . 7 . 1
一部改正	2 7 . 9 . 1
一部改正	2 9 . 9 . 2 2
一部改正	3 0 . 1 1 . 1 9
一部改正	3 1 . 3 . 1 1
一部改正	令和元年6月10日
一部改正	令和3年7月1日
一部改正	令和5年5月22日
一部改正	令和6年6月14日
一部改正	令和8年1月23日
一部改正	令和8年6月25日

入札及び契約心得

航空自衛隊

中部航空警戒管制団
基地業務群会計隊

目 次

1	目的	1
2	通則	1
3	登録	1
4	公告等	1
5	説明会	2
6	入札保証金	2
7	入札等	2
8	無効入札	3
9	開札及び落札	4
1 0	契約の締結	4
1 1	契約保証金	5
1 2	納期（履行期限）延期	5
1 3	検査	5
1 4	監督	5
1 5	納入	6
1 6	契約解除	6
1 7	支払	6
1 8	その他	6
1 9	指名停止措置	6
附則		7

第1 目的

この心得は、航空自衛隊中部航空警戒管制団会計隊契約担当官又は契約担当官代理（以下「契約担当官等」という。）との間で実施する、請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、随意契約の相手方となろうとする者及び契約を締結した者（以下、「入札参加者等」という。）が知り、かつ、守らなければならない事項を定めることを目的とする。

第2 通則

入札参加者等は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 登録

一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は防衛省整備計画局が発行する資格決定通知書を提出し、契約担当官等が認めた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官等が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4 公告等

一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要するとき若しくは再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日前までに短縮する事がある。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争入札執行の場所及び日時
- (5) 保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 掲示場所等

- (1) 航空自衛隊入間基地稲荷山門前掲示板
- (2) 中部航空警戒管制団会計隊事務室前掲示板
- (3) 航空自衛隊入間基地ホームページ（会計隊ホームページ）

ただし、(1)の掲示については、(3)へ誘導するQRコードを付した資料の掲示をもってこれに代えるものとする。

- 3 指名競争又は随意契約によろうとする場合は、第1項に掲げる事項のうち必要となる事項を入札（見積）通知書により直接通知する。

第5 説明会

説明会は原則実施しない。ただし、契約の目的に関して書面によることができない事項や誤解が生じやすい事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため、契約担当官等が特に必要と認める場合は、都度実施の旨を公告等で通知する。

- 2 入間基地納入の糧食品入札に参加を希望する者は、あらかじめ、公告に示した要求元担当者から「入間基地給養小隊へ納品する際の注意点」について説明を受けること。

第6 入札保証金

入札参加者は、入札期日の前日（特別の理由がある場合は、入札期日）までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、公告又は入札（見積）通知書（以下「公告等」という。）において入札保証金の納付を免除している場合はこの限りでない。

- 2 入札保証金の払込先は、中部航空警戒管制団歳入歳出外現金出納官吏とする。
- 3 入札終了後、落札者以外の入札参加者に対しては、直ちに入札保証金を返還する。
- 4 落札者が契約を結ばない場合、納付された保証金は、国庫に帰属する。

第7 入札等

入札参加者等は、公告等で定められた入札に参加し又は随意契約の商議に応じるときは、当該公告等で定められた日時及び場所に印鑑筆記具、入札等の用紙類、印紙を持参するものとする。

- 2 入札参加者等は、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙第1）及び「入札談合防止に関する誓約事項」（別紙第2）について内容を熟知し、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）を提出するに当たっては、入札書等に入札心得を承諾した旨を記載するものとする。なお、これらの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領等について」（防整施（事）第150号（28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。））に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 入札参加者等は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。
- 4 入札に代理人を差し向ける場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力のある者を参加させなければならない。
- 5 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ委任者及び代理人双方が記名等した委任状を提出しなければならない。また、身分を証明するもの（社員証や免許証等、顔写真付き）を併せて提示するものとする。
 - (1) 代理人の氏名
 - (2) 入札件名
 - (3) 委任された権限の細部内容
 - 例 入札書の提出に関する一切の権限
 - 入札書又は見積書の提出に関する一切の権限
 - 入札書又は見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - (4) 委任期間
 - (5) 委任者の住所及び氏名
 - (6) 提出する宛先（契約担当官等の官職氏名）
- 6 同等品申請

- (1) 入札参加者等は、公告等により定められた入札に参加、又は随意契約の商議に応じる際、同等品により応札しようとする場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書（別紙様式第1）に必要事項を記載し、申請品目等の内容が確認できるカタログ資料等を添付した上で、契約担当官等宛に申請しなければならない。
- (2) 前号に基づき申請された同等品確認申請書は、関係部署の審査を経て、同等品での応札の可否について、書面又は口頭により通知する。
- 7 一旦提出した入札書は、取替、変更又は取消ができない。
- 8 入札の日時に遅れたときは、入札に参加することはできない。ただし、遅れたことについて真にやむを得ない理由があり、入札前において入札参加者全員が認めた場合に限り入札に参加することを認める場合がある。
- 9 契約担当官等が郵便による入札を認めた場合において、入札参加者が郵便により応札しようとする場合は、あらかじめ公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）に郵便による入札参加の意志を伝えとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送するものとする。
 - (1) 郵便により入札に参加することが認められている場合は、公告に記載された照会先の担当者に対し、あらかじめ郵便による入札参加の旨を連絡するとともに、入札書を公告番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書して、原則として書留郵便、その他配達記録が確認可能な方法により、公告において定める日時までに到着するよう送付しなければならない。
 - (2) 入札に当たり提出の必要がある書類は、外封筒に当たる封筒に、入札書を封入した封筒と同封すること。
 - (3) 送付する入札書は初回入札の1通のみとし、当日再入札となった場合は、当日の入札の場で再入札を行わない限り、自動的に「辞退」したものとして取扱う。
- 10 郵便による入札参加者は、入札価格のうちで予定価格の制限に達したものがないときに必要に応じて実施する再度入札に際しては、辞退したものとして取り扱う。
- 11 入札室への入室は、入札日時の15分前からを基準とする。
- 12 入札室へ入室後は、他者との私語を禁止する。
- 13 入札時の途中退出は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官等の許可を得た場合については、この限りではない。

第8 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札等は無効とする。

- 1 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しないとき又は入札保証金納付額が所定の額に達しないとき。
- 2 入札（見積）書に記名等がないとき又は、品名（名称）、数量、金額等の記載が不明なとき。
- 3 同一の業者が、同一事項につき2通以上の入札（代理人としての入札を含む。）をしたとき。
- 4 入札に際し、不当に価格をつり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者、あるいは、他人の入札参加を妨害した者又は入札執行職員の職務の執行を妨げた者が入札したとき。

- 5 その他、入札の公告若しくは通知又は入札及び契約心得その他契約担当官等の指示した入札条件に違反した入札をしたとき。
- 6 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- 7 委任状を持参しない代理人のなした入札
- 8 「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に反する事実が入札参加者に認められる場合

第9 開札及び落札

開札は、入札執行の場所で、入札参加者の目で行う。また、提出された書類等の点検を行った後、落札決定を行う。

- 2 落札者は、入札参加者のうち予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合において落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、くじにより直ちに落札者を決定する。その際、郵便入札による参加者で、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 3 落札者が無いときは、最低の（売払いに際しては最高）の入札金額を明らかにした上で再度の入札を行う旨を告げ、引き続き入札を行う。
- 4 前項の再度の入札を行っても落札者がいない場合には、原則として、再々度の入札は行わない。
- 5 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約の場合において、次のいずれかに該当するときは、予算決算及び会計令に基づき、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。
 - (1) 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって、契約の締結が著しく不適当であると認められるとき。
- 6 前項(1)に該当する入札者は、契約担当官等が実施する調査に協力しなければならない。
 - (1) 入札者は、契約担当官が入札価格の内訳書等の資料等の提出を求めた場合、必要な資料等を提出しなければならない。
 - (2) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合又は提出された資料等が不十分である場合は、入札者に対し説明を求めることがある。
 - (3) 入札者が、契約担当官が求める資料等を提出しない場合及び説明に応じない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして落札者としなない場合がある。

第10 契約の締結

入札の落札者及び随意契約により契約を締結しようとする者（以下、「落札者等」という。）は、契約担当官等の指定する日までに次の書類を提出しなければならない。また、契約の締結に要する費用は落札者等の負担とする。

- (1) 契約書2部（双方押印後、各1部保管）
 契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金、契約履行の場

所、契約代金の支払、又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金、その他の損害金、危険負担、契約不適合、契約に関する紛争の解決法、その他必要な事項について定める。

(2) 請書（１部）

契約金額が１５０万円を超えない契約については、契約書に代えて請書を作成することができる。また、５０万円未満の契約においては、請書の作成を省略することができるものとする。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書若しくは請書のうち正１部には、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書又は図面

仕様書又は図面を必要とする場合には、契約書（請書）に１部ずつ添付する。

(5) 契約（請書）条項

航空自衛隊標準契約（請書）条項又は次に示す条項を適用することを原則とし、必要に応じて加除修正できるものとする。

ア 輸送役務契約条項（別紙第３）

イ 輸送役務請書条項（別紙第４）

(6) 特約条項

航空自衛隊特約条項を、契約内容に応じて適用するものとする。ただし、暴力団排除に関する特約条項については、必ず契約書に付するものとする。

第１１ 契約保証金

契約保証金を免除した場合のほかは、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

２ 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属する。

第１２ 納期（工期、履行、引渡）延期

航空自衛隊標準契約条項等に基づいて納期（工期、履行、引渡）延期を申請する場合は、納期遅延申請書（別紙様式第２）及び納期遅延理由書（別紙様式第３）をそれぞれ１部提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

２ 前項に基づき、契約担当官等が契約相手方の責に帰する遅延と判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する延滞料を徴収する。なお、この項は契約書又は請書等の徴収を省略したものについても適用する。

第１３ 検査

契約相手方は、中間検査を行うことを指定された場合は、当該検査に合格しなければ、当該物品を持ち込み又は使用してはならない。

２ 契約相手方は前項の検査に立ち会わなければならない。

第１４ 監督

契約担当官又は契約担当官が指名する者は、契約の目的によって、契約相手方の店舗、工場、工事現場、若しくはその他の施設内に立ち入り、契約の履行に伴う監督を行う

ことができる。

第15 納入

契約に基づき、契約相手方が物品を納入するときは、納品書を物品の納入と同時に納入先である物品出納官に提出しなければならない。

- 2 物品購入以外の契約で、工事及び役務等については納品書に代え、工事（役務）完成届を1部提出するものとする。
- 3 契約相手方は、検査の結果合格した物品等に物品出納官の記名等した納品書1部を受領書に代えて受領するものとする。
- 4 物品の所有権は、契約相手方に受領書（納品書）を渡したときに移転するものとする。
- 5 検査の結果不合格となった物件、工事及び役務等については、速やかに良品と取り替え、若しくは是正しなければならない。
- 6 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

第16 契約解除

契約担当官等は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 契約相手方が天災地変、その他契約相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 契約相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。
 - (3) 契約相手方が、契約上の義務に違反したことにより、契約目的を達する見込みがないとき。
 - (4) 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - (5) その他、契約担当官等が必要と認めたとき。
- 2 前項による契約の一部又は全部の解除が契約相手方の責に帰すると契約担当官等が判断した場合、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第17 支払

契約相手方は、納品後速やかに適法な請求書を作成し、分任資金前渡官吏宛に提出するものとする。

- 2 支払の時期は、分任資金前渡官吏が契約相手方の適法な請求書を受領してから、工事の場合は40日以内、その他の場合は15日（特に約定した場合は30日）以内とする。

第18 その他

入札参加者等の資格審査申請事項の内容に変更があった場合は、速やかに登録申請内容変更通知により通知しなければならない。

- 2 入札参加者等はこの心得に明示していない事項、若しくは契約に関する細部手続き等について、契約担当官等の指示するところに従うものとする。

第19 指名停止措置

この心得書に定める入札手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

附則 この心得は、平成26年10月24日から施行する。

附則 この心得は、平成27年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成29年9月22日から施行する。

附則 この心得は、平成30年11月19日から施行する。

附則 この心得は、平成31年3月11日から施行する。

附則 この心得は、令和元年6月10日から施行する。

附則 この心得は、令和3年7月1日から施行する。

附則 この心得は、令和5年5月22日から施行する。

附則 この心得は、令和6年6月14日から施行する。

附則 この心得は、令和8年1月22日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

入札談合防止に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、この入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は刑法（明治40年4月24日法律第45号）第96条の6に該当する行為（以下、「談合」という。）に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法等を遵守することを誓約します。

当該入札において、入札談合を疑わせる事実が明らかになった場合は、下記の処置がとられることを了承し、異議は一切申し立てません。

また、談合に関わる不正行為根絶のため、官側の求めに応じて、事情聴取への協力、入札金額に関わる内訳明細書の提出等について誠実に応じることを誓約します。

記

1 入札談合を疑わせる事実が明らかになった場合の処置

(1) 落札者決定前

談合情報に関係する入札参加者を入札に参加させない。若しくは、入札をとりやめる。

(2) 落札者決定後かつ契約締結前

ア 全ての入札者の入札を無効にするとともに落札者の決定を取り消す。

イ 落札者が談合情報に関係しないことが明らかな場合には、落札者と契約を締結する。

(3) 契約締結後

ア 契約の進捗状況等を考慮して、契約解除の可否を判断する。

イ 契約の相手方が談合情報に関係しないことが明らかな場合には、当該相手方との契約を引続き履行する。

2 その他

随意契約に関わる契約事務等についても上記の事項を準用する。

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

輸送役務契約条項

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の輸送役務（以下「役務」という。）に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、人員又は物品（以下「輸送物件」という。）を履行期限までに甲の指定する場所に輸送し、甲はその役務の代価として乙に代金を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(仕様書等の疑義)

- 第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(行程)

- 第5条 乙は、この契約に特別の定めがある場合を除き、輸送のために必要な手段を、その責任において定めるものとする。
- 2 乙は、輸送物件を引渡し場所に持ち込む時期、順序、方法その他の必要な事項について、甲の指示を受けなければならない。
- 3 乙は、甲の請求がある場合は、役務の履行にあたっての手順を定めた行程を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(運行管理)

- 第6条 乙は、役務の履行にあたって使用する車両、船舶又は荷役機械器具その他について、事故防止に努め、安全に運行しなければならない。また、点検及び適切な整備を実施する等、安全確保のために万全の措置を講じなければならない。

(運用及び保管)

- 第7条 乙は、物品の運送及び保管にあたっては、損傷、劣化、機能低下等を生じないよう、必要な措置を講じなければならない。

(衛生)

- 第8条 乙は、食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期すものとする。ただ

し、食事の提供を行わない場合は、この限りではない。

(監督官)

第9条 甲は、役務の履行について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、役務の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(役務の変更及び中止)

第10条 甲は、必要がある場合には、役務内容を変更し、又は契約の履行を一時中止若しくはこれを打ち切ることができる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

(無償の履行延期)

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に役務を履行することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の請求を正当と認めたときには、無償で履行期限を延長することができる。

(有償の履行延期)

第12条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときには、乙は遅滞料として履行期限の翌日から起算して役務完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞金額の 1, 000分の1に相当する金額を甲の指定する期日までの納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が、前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(契約の変更)

第13条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、履行場所及び仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときに

は、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第14条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第15条 役務完了前に、輸送物件について生じた損害、その他役務提供に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

(不可抗力による損害)

第16条 天災地変、その他不可抗力によって、輸送物件に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は乙の負担とする。

(検査)

第17条 乙は、役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内又は仕様書等の定めるところにより検査又は確認を行うものとする。

(代金の支払)

第18条 乙は、前条の検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第19条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了

の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく役務の履行開始時期を過ぎても役務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、履行期限内に、又は履行期限後甲が差し支えないと認める期限までに役務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金は、解除部分の金額の 100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されているときには、乙は解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。
- 3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第21条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第10条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第22条 甲は、第20条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙から30日以内に損害賠償の請求があり、かつ、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第23条 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第20条第2項の規定により算出された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償

額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

- 4 乙が、前項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときは第12条第2項の規定を準用する。

(相殺)

第24条 乙が、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第25条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となる報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第26条 その他、航空自衛隊適用契約条項を適用する。

- 2 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

輸送役務請書条項

(総則)

第 1 条 輸送役務（以下「役務」という。）に関し、請書及びこの請書条項に基づき、仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行する。

2 人員又は物品（以下「輸送物件」という。）を履行期限までに指定された場所に輸送し、その役務の代価として代金の支払を受ける。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 3 条 書面による承諾を得ないで、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせることはしない。

(行程)

第 4 条 この契約に特別の定めがある場合を除き、輸送のために必要な手段を策定し、必要に応じてその承認を受ける。

(運行管理)

第 5 条 役務の履行にあたって使用する車両、船舶又は荷役機械器具その他について、事故防止に努め、安全に運行する。また、点検及び適切な整備を実施し、安全確保のために万全の措置を講じる。

(運用及び保管)

第 6 条 物品の運送及び保管にあたっては、損傷、劣化、機能低下等を生じないように、必要な措置を講じる。

(衛生)

第 7 条 食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期す。ただし、食事の提供を行わない場合については、この限りではない。

(役務の変更及び中止)

第 8 条 天災地変その他やむを得ない理由により、履行期限内に役務を完了することができないときは、その理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

(有償の履行延期)

第 9 条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して完了の日まで遅延 1 日について、遅滞部

分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りではない。

(契約の変更)

第10条 役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、履行場所及び仕様書等の内容その他の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため貴官と協議の上、その指示に従う。

2 前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、協議の上、契約金額を変更する。

3 この契約により貴官のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため貴官と協議する。

(危険負担)

第11条 役務完了前に、輸送物件について生じた損害、その他役務提供に関して生じた損害は当方の負担とする。ただし、貴官の責に帰する理由又は天災地変、その他不可抗力による場合の損害についてはこの限りではない。

(検査)

第12条 役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、貴官に通知し、検査又は確認を受ける。

(代金の支払)

第13条 前条の検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を貴官に提出する。

2 単価契約の場合、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第14条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

(契約の解除)

第15条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額

及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

（延滞金）

第16条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

（その他）

第17条 その他、航空自衛隊適用契約条項を適用する。

2 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、貴官と協議して解決するものとする。

同等品確認申請書											
契約担当官 殿				年 月 日							
住所 会社名 代表者名											
下記のとおり申請します。											
対象物品				申請物品				判定等			
NO	品名	規格	格	品名	規格	格	税抜価格	可	否	否の理由	

- 1 対象物品欄には、契約担当官から示された品名及び規格を記入してください。
- 2 申請物品欄には、貴社で同等品の認定を受けたい対応物品の品名、規格及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格）を記入してください。
- 3 判定等欄を記入した審査結果は、後日通知いたします。
- 4 同等品確認申請書には、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して下さい。

納 期 猶 予 申 請 書						
令和 年 月 日						
殿						
住 所 会 社 名 代表者名						
契約条項第 条に基づき、下記のとおり納期を猶予されたく理由書を添えて申請します。						
契約番号	第 号	猶予を申請する品名等				
契約年月日	年 月 日	品名（件名）	数量	単 価	金額(円)	備 考
納期	元	年 月 日				
	申請	年 月 日				
契約保証金						
納 地						
承 認 書						
承認番号第 号 令和 年 月 日						
住 所 会 社 名 代表者名						
殿						
下記のとおり承認する。						
判定	有償 無償	判定理由				
承認期限	年 月 日					
遅延日数	日					
遅延料率						

注：原契約で適用している標準契約条項等により、表記を変更する。

納 期 猶 予 申 請 理 由 書

1 納期遅延の原因、理由

2 納品の状況及びその条件

3 その他必要と認める事項